

北海道胆振地域公共交通計画（原案）についての意見募集結果

令和6年(2024年) 3月26日

北海道胆振地域公共交通計画（素案）について、道民意見募集手続により道民の皆様からご意見を募集したところ、1名から、5件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する北海道胆振地域公共交通活性化協議会の考え方については、次のとおりです。

意見の概要	意見に対する協議会の考え方※
<p>○バス事業の「民設道営」及び道南バスへの北海道職員派遣について</p> <p>道南バスの上下分離を考えてはどうか。</p> <p>東京都の場合ですが、都営バスが運行していますが、実際の運行は「はとバス」に業務委託されています。東京都営バスがあるのなら、道南バスを道営化してもいいのではないのでしょうか？</p> <p>道南バスの運転手の公務員化を真剣に議論をすべきだと思います。</p> <p>道南バスを存続させて公務員化（東京都と逆に人材を北海道の公務員として道南バスに派遣）。給料が安いから人が来ないのです。公務員として安定した給料で働かせることで、東京都と真逆のやり方を北海道ではすべきではないのでしょうか？</p>	<p>運転手の確保につきましては、本計画において重要な施策の一つと位置付けており、今後も交通事業者合同就職説明会等の開催や移住施策との連携など、関係者が一層連携しながら、運転手の確保に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>○道南バスの IC 乗車券化について</p> <p>東京都交通局は IC 乗車券が使えます。また、私鉄系バスも IC 乗車券が使えます。</p> <p>小銭の現金ハンドリングコストや不正を防止しバス事業者（道南バス）の経営を支えるためにも、IC 乗車券化を推進すべきである。</p>	<p>IC 乗車券化などキャッシュレス決済につきましては、バス事業者の生産性の向上及び利便性の向上策の一つとして重要であると考えており、胆振域においては QR コード決済の導入を進めております。</p>
<p>○北海道自らの交通事業経営について</p> <p>JR 北海道（北海道旅客鉄道）の非電化区間を北海道が第三種鉄道事業者になる方法を考えてはどうか？また、第二種鉄道事業者として北海道が自ら鉄道事業を営んではどうか？</p> <p>第三種鉄道事業者の事例は、青森県の青い森鉄道で既に実施されています。</p> <p>第二種鉄道事業は東京都交通局において三田線で目黒駅から白金高輪駅で既に実施事例があります。または東京都交通局のように北海道が第一種鉄道事業者になって JR 北海道が第二種鉄道事業者として特急運行に専念するとかの考えもありではないか？</p> <p>特急列車を JR 北海道、駅舎管理と線路保有、普通列車運行を北海道が交通局を作って東京都交通局のように運行するのもありではないか？</p>	<p>本計画は胆振地域における地域公共交通のマスタープランとして、地域の目指す公共交通の将来像とその実現に向けた方向性をまとめたものであり、今後も北海道や市町、国、交通事業者等の関係者が連携しながら、持続可能な公共交通の確保に努めてまいります。</p>

<p>○駅間の新設駅について</p> <p>登別市内は駅間が長すぎます。途中で駅を作ってもいい区間が多いのではないかと幌別から鷺別がその最たる例である。</p> <p>また、東室蘭から本輪西の間に中島駅（仮）を作ってもいいと考えます。</p> <p>苫小牧であれば苫小牧貨物駅（苫小牧イオン付近）に駅があつて然るべきです。</p> <p>北海道は首都圏と比べても駅間が長すぎて結果として鉄道利用が少ないのではないかと？</p> <p>JR 東日本山手線みたいな駅間が本来は望ましいがあまりにも駅間が長すぎるのではないかと？</p> <p>人が住んでいるところに駅がないからバスが運行したり自家用車移動が増えるのです。</p>	<p>本地域の公共交通は人口が集積するエリアを概ねカバーするように運行されていますが、広範囲に点在した住民の移動手段の確保に向け、鉄道やバス、コミュニティ交通など各交通間の接続性の向上や利用促進に取り組んでまいります。</p>	D
<p>○コミュニティバスの無人運転の導入及び低速バスの展開について</p> <p>コミュニティバスを無人運転を考えないといけないのではないかと？</p> <p>そもそも、運転手がないわけです。</p> <p>登別温泉地区で走っている低速バスの考え方を各地で展開すべきではないかと？</p>	<p>コミュニティバスは生活移動の基盤として欠かせない重要な交通であり、運転手確保に向けた取組と併せ、各市町が確実な維持確保に向けて取り組んでいくこととしております。</p> <p>いただいたご意見については、今後の地域公共交通施策推進の参考とさせていただきます。</p>	C

※「意見に対する協議会の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等